

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：飯山市簡易水道等特別会計

事業名	簡易水道事業（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和31年8月31日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	飯山市	職員数*（H19. 4. 1現在）	4
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本金	105円（H17）	公営企業債現在高（百万円）	1,240
累積欠損金（百万円）	0	利益剰余金又は積立金（百万円）	140
不良債務（百万円）	0	財政力指数*	0.307（H18）
資金不足比率（%）	0	実質公債費比率*（%）	19.4（H18）
		経常収支比率*（%）	87.6（H17）

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	平成19年度飯山市公営企業健全化計画（簡易水道事業）
計画期間	平成19年度から平成23年度まで（5カ年）
計画策定責任者	飯山市長 石田正人
既存計画との関係	飯山市自立のための計画書（18年度から24年度まで）
公表の方法等	市ホームページでの公表（H20年2月末予定）・市議会への報告（H20年2月末予定）
基本方針	① 簡易水道事業の経営基盤の強化（収入の確保）を推進し、自主財源の確保を図る。 ② 第3次行革大綱及び「飯山市自立のための計画書」の趣旨に基づく人件費及び職員定数の適正管理を継続して実施する。 ③ 上下水道事業の民間委託の推進、簡易水道事業の地方公営企業法適用化を見据えた経営の効率化を図るとともに、経営の状況等を市民に公表する。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			25	25
	補償金免除額			6	6
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	簡易水道事業債			21,538	21,538
	簡易水道事業債			3,855	3,855
合 計 (A)				25,393	25,393
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				25,393	25,393

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市は、長野県の北部に位置し、南北(25km以上)に長い地形である。</p> <p>飯山市の簡易水道事業は、この南北に長い地域の、特に山間部に多く点在している。</p> <p>平成12年度には、市内の山間地に点在している簡易水道事業等を統合し、統合簡易水道事業として運営を開始しているが、もともと規模の小さな水道事業の集まりであるので、財政基盤は脆弱であり、このため、財政基盤の強化を図ることが課題となっている。</p> <p>また、この統合により、管理運営の効率化が図られたが、統合に伴う基盤整備(施設の改修・新設等)の起債償還が現在大きな負担となっており、償還金のピークは平成23～25年度となっている。</p> <p>料金については、全国平均1,338円(H17)、長野県平均1,661円(H17)よりも高い水準にあり(飯山市2,000円(H18))。平成12年度の統合から段階的に料金の統一を図ってきている。(18年度完了)</p> <p>事業運営については、財政基盤の強化とあわせ、一般会計からの基準外繰入金、総収入の17.7%(H18年度)をわずかずつでも削減していくことが課題である。</p>
経 営 課 題	<p>課 題 ① 経営基盤の強化</p> <p>飯山市の簡易水道事業は、平成12年度に統合し経営基盤の強化、管理運営の効率化を図ってきたが、さらに、経営基盤の強化を図る必要がある。(未統合な市内の簡易水道事業等を統合を進めていく必要がある。)</p> <p>課 題 ② 給水人口の減少(有収水量の減少)</p> <p>飯山市全体としても、人口は減少しているが、簡易水道事業の区域においては、飯山市内でもさらに人口減少が進んでいる地域である。このため有収水量の減少が進むと考えられるが、なんとか減少幅を小さくする必要がある。</p> <p>課 題 ③ 職員の給与水準及び定数の適正化</p> <p>当市では、平成17年度に飯山市自立計画を策定し、市全体で職員数の削減を進めている。職員数については、平成22年度で250人を目標とし、(全職員数。平成18年度から20人の減)、総人件費では、平成18年度から平成27年度までで920,000千円の削減を目標としている。このため、市水道事業、簡易水道事業としても職員数の削減及び人件費の抑制をさらに検討していかなければならない。</p> <p>平成12年度の簡易水道事業の統合後、簡易水道事業の職員数の適正化(人件費)について進めてきているが、上水道事業とあわせて、水道事業全体として民間委託等を含め、さらに検討を進めていく必要がある。</p> <p>課 題 ④ 料金水準の適正化</p> <p>簡易水道の水道料金については、平成12年度からの統合簡易水道の移行時に、それぞれの簡易水道の料金を統合していく取り組みを実施している、このため段階的に料金値上げを行っている。この取り組みは、18年度で終了したが、さらに簡易水道の統合を進め、料金の統一を行っていく。</p> <p>また、現状の水道料金としては、全国平均と比べても高い水準にあるが、簡易水道の再度の統合を行い、段階的な料金統一が終了した時点で、料金改定の実施を検討する必要がある。</p> <p>課 題 ⑤ 維持管理費等サービス供給コストの節減合理化</p> <p>簡易水道事業の維持管理等については、上水道事業の職員にも、人員不足時などには、一緒に対応にあたっている。また、事務作業等については、上水道事業にて導入しているシステムを一緒に使用することにより、コストの低減を図っている。また、料金の調定、請求、徴収等についても同様に上水道事業、また下水道事業と一緒に取り組むことにより、コストの低減、事務の合理化を図っているが、さらに検討を進める必要がある。</p> <p>課 題 ⑥ 一般会計繰入金</p> <p>簡易水道事業は、脆弱な経営基盤のため、自主財源のみでは経営が成り立たない。このため、一般会計から多くの基準外繰入金がある。しかし、出来る限り自主財源での運営を目指していくが、現時点では不可能なため、基準外繰入金を少しでも減らせる取り組みを進めていく必要がある。</p>
留 意 事 項	<p>簡易水道事業と上水道事業の統合については、平成28年度に簡易水道を上水道に編入(統合)することを前提に検討を進めている。また、その前段に、簡易水道事業の地方公営企業法適用化についても検討を進めている。</p>

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：千円、％）

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		148,272	132,290	130,742	129,973	138,347	134,389	131,024	129,599	129,080	127,582
	(1) 営 業 収 益 (B)		96,760	98,874	93,699	96,026	100,864	95,867	94,664	93,690	92,655	91,620
	ア 料 金 収 入		91,537	96,400	91,364	93,584	97,900	93,667	92,664	91,690	90,655	89,620
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他		5,223	2,474	2,335	2,442	2,964	2,200	2,000	2,000	2,000	2,000
	(2) 営 業 外 収 益		51,512	33,416	37,043	33,947	37,483	38,522	36,360	35,909	36,425	35,962
	ア 他 会 計 繰 入 金		44,934	33,131	36,992	33,926	37,396	38,432	36,270	35,819	36,335	35,872
	イ そ の 他		6,578	285	51	21	87	90	90	90	90	90
	2 総 費 用 (D)		114,020	92,067	94,299	97,561	94,079	103,570	92,132	92,194	88,123	87,050
	(1) 営 業 費 用		84,191	62,529	63,723	67,307	61,566	70,173	63,848	63,848	63,848	63,848
	ア 職 員 給 与 費		44,155	28,344	30,091	24,577	24,412	24,831	24,831	24,831	24,831	24,831
	ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他		40,036	34,185	33,632	42,730	37,154	45,342	39,017	39,017	39,017	39,017
	(2) 営 業 外 費 用		29,829	29,538	30,576	30,254	32,513	33,397	28,284	28,346	24,275	23,202
ア 支 払 利 息		29,829	29,538	29,993	30,254	29,319	28,147	25,284	25,346	23,275	22,202	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他		0	0	583	0	3,194	5,250	3,000	3,000	1,000	1,000	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		34,252	40,223	36,443	32,412	44,268	30,819	38,892	37,405	40,957	40,532	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		99,557	88,662	125,214	55,070	30,799	74,575	34,443	111,211	96,906	41,422
	(1) 地 方 債		46,600	42,300	81,000	0	0	0	0	36,000	39,000	0
	(2) 他 会 計 補 助 金		15,883	14,234	16,536	23,319	27,902	36,433	33,943	35,495	36,418	36,787
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		15,200	14,130	26,700	0	0	0	0	12,000	13,000	0
	(6) 工 事 負 担 金		347	0	0	7,455	2,897	0	0	0	0	0
	(7) そ の 他		21,527	17,998	978	24,296	0	38,142	500	27,716	8,488	4,635
	2 資 本 的 支 出 (G)		132,956	107,218	141,004	82,318	66,534	97,397	66,064	142,702	127,346	71,419
	(1) 建 設 改 良 費		112,994	92,985	122,699	51,239	25,540	25,794	20,000	94,500	77,000	20,000
	ウ ち 職 員 給 与 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		19,962	14,233	18,305	31,079	40,994	71,603	46,064	48,202	50,346	51,419
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(5) そ の 他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-33,399	-18,556	-15,790	-27,248	-35,735	-22,822	-31,621	-31,491	-30,440	-29,997	

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
料金回収率 [※] (%)	82.19	113.48	102.94	93.57	96.73	68.82	93.43	91.43	93.54	92.39	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	110.67	124.45	116.11	101.04	102.42	76.80	96.16	93.64	94.56	93.48	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	30.3	25.0	28.3	26.1	27.0	28.6	27.7	27.6	28.1	28.1
	うち基準内繰入金 (%)	9.1	10.4	10.8	11.2	10.2	10.2	10.1	9.9	10.3	10.1
	うち基準外繰入金 (%)	21.2	14.7	17.5	14.9	16.8	18.4	17.6	17.7	17.8	18.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	21.2	14.7	17.5	14.9	16.8	18.4	17.6	17.7	17.8	18.0
	資本的収入分 (%)	16.0	16.1	13.2	42.3	90.6	48.9	98.5	31.9	37.6	88.8
	うち基準内繰入金 (%)	6.7	5.9	5.8	25.6	64.0	32.6	74.7	24.5	29.1	69.0
	うち基準外繰入金 (%)	9.2	10.2	7.4	16.7	26.6	16.2	23.8	7.4	8.5	19.8
	うち赤字補てん的なもの (%)	9.2	10.2	7.4	16.7	26.6	16.2	23.8	7.4	8.5	19.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価^{※1} / 給水原価^{※2} × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>平成12年度からの統合簡易水道から、料金の統一に向けて段階的な値上げを実施してきた。(平成18年度終了) 19年度に1簡易水道が統合することにより、さらに24年度まで、段階的な料金の統一を実施する予定である。 (計画期間の23年度までの間、さらに統合を進めるが、収支見通しには盛り込んでいない。) 料金の統一が終了後(平成24年度以降)については、さらに市水道事業全体(上水道事業との料金統一)の料金統一を目標としている。 料金収入の見込みは、19年度に1簡易水道が統合したことにより、微増となる、また統合した簡易水道の料金が段階的に増額となるため微増となる。しかし人口減少による、減少幅の方が大きいため、減少傾向となる。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>簡易水道事業は、非常に小規模な経営体のため、一般会計からの繰入金なしでの運営は、非常に厳しい状態である。 このため、繰入額の縮小を目指して経営を行っていくが、基準外の繰入金については、引き続き一般会計から繰入金を受ける。(現状額を維持) 収益的収入の基準外繰入金の人件費相当分については減額をしてくれているが、現時点では平成19年度額を維持していくことが精一杯のため、19年度額を継続して見込んでいる。 資本的収入の基準外繰入金については、平成18年度に100万円の減を行った。この減額を引き続き継続して維持する。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>平成19年度に、統合した簡易水道の施設について、隣接する簡易水道の水量不足を補うため、施設整備事業を21・22年度に行う予定である。</p> <p>年度 21, 22年度 事業費 21年度79,500千円 22年度62,000千円</p> <p>財源内訳 国庫補助金 21年度12,000千円 22年度13,000千円 起債 21年度36,000千円 22年度39,000千円 自主財源 21年度31,500千円 22年度10,000千円</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<p>平成19年度に、1簡易水道が統合したことを前提としている。</p>

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容							
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>市の自立計画では、職員数について最終的には市民100人当たり職員1人の割合とすることを目標としているため、水道事業としては、次の3点を複合的に実行することで、市の自立計画に沿った定員管理の中で運営していくこととする。</p> <p>1) 事務事業評価・業務たな卸等を活用した業務の絞込み 2) 職員のスキルアップによる1人当たりの業務量の増加 3) 職員でなければ執行できない業務と職員以外で執行できる業務の仕分を行い、職員以外の業務を嘱託職員で代替するかアウトソーシングを行う</p>							
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>市全体</p> <p>H14 317人 H15 304人(△13人) H16 288人(△16人) H17 277人(△11人) H18 269人(△8人)</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} H14~H18 累積 △48人</td> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>水道全体(上水道・簡易水道)</p> <p>H14 13人 H15 11人(△2人) H16 10人(△1人) H17 10人 H18 10人</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} H14~H18 累積 △3人</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;"> <p>簡易水道</p> <p>H14 7人 H15 5人(△2人) H16 5人 H17 5人 H18 4人(△1人)</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">} H14~H18 累積 △3人</td> <td style="width: 10%; vertical-align: top;"> <p>自立のための計画書では最終的には250人(正規職員)を目標としているため、その計画に沿った定員管理に努めていく。</p> </td> </tr> </table>	<p>市全体</p> <p>H14 317人 H15 304人(△13人) H16 288人(△16人) H17 277人(△11人) H18 269人(△8人)</p>	} H14~H18 累積 △48人	<p>水道全体(上水道・簡易水道)</p> <p>H14 13人 H15 11人(△2人) H16 10人(△1人) H17 10人 H18 10人</p>	} H14~H18 累積 △3人	<p>簡易水道</p> <p>H14 7人 H15 5人(△2人) H16 5人 H17 5人 H18 4人(△1人)</p>	} H14~H18 累積 △3人	<p>自立のための計画書では最終的には250人(正規職員)を目標としているため、その計画に沿った定員管理に努めていく。</p>
<p>市全体</p> <p>H14 317人 H15 304人(△13人) H16 288人(△16人) H17 277人(△11人) H18 269人(△8人)</p>	} H14~H18 累積 △48人	<p>水道全体(上水道・簡易水道)</p> <p>H14 13人 H15 11人(△2人) H16 10人(△1人) H17 10人 H18 10人</p>	} H14~H18 累積 △3人	<p>簡易水道</p> <p>H14 7人 H15 5人(△2人) H16 5人 H17 5人 H18 4人(△1人)</p>	} H14~H18 累積 △3人	<p>自立のための計画書では最終的には250人(正規職員)を目標としているため、その計画に沿った定員管理に努めていく。</p>		
○ 給与のあり方	<p>人件費等抑制の経過 H14~H18累積△549.4百万円</p> <p>主な内訳</p> <p>職員削減分(H14~H18累積△340.8百万円) 管理職手当の支給率引下げ(H14~H18 累積△27.0百万円) 給料の独自カット(H17(3~5%削減),H18(0.5%削減)累積△45.8百万円) 日当の全廃(H14~H18累積△25.0百万円) 特殊勤務手当の全廃(H14~H18 累積△4.8百万円)</p>							
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<p>国家公務員の給与構造改革に準じ、条例を改正し、平成18年度から給与表の改定を実施済みである。また、地域手当についても同様に、支給対象となる地域以外に在勤する職員に対しては支給しない。なお、特殊勤務手当は、平成13年度をもって全廃している。</p>							
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<p>上下水道事業に係る技能労務職員が携わるべき業務については、現在0名。当初から民間業者に委託又は嘱託職員による対応としており、今後も採用の予定はない。</p> <p>技能労務職員等の給与等の見直しについては、民間給与との比較や県、他市町村の状況を見ながら、職員団体、労働組合との交渉事項となる部分もあることから慎重に検討を行い、19年度中の取組方針の策定、公表を目指しているところである。</p>							
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<p>退職時の特別昇給制度は、廃止した。また、退職金の支払は市長部局で行っているため、当事業では退職金の引当はしていない。</p>							
◇ 福利厚生事業のあり方	<p>職員互助会への補助金は、段階的に削減していく。</p>							
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等								
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<p>平成12年度に、統合簡易水道に移行し、経営の効率化を図っている。さらに、未統合な簡易水道等について、さらに統合できるか検討を行っている。調定、請求、徴収等の事務、料金計算等のシステムについては、平成12年度より上水道、下水道と合わせて運用するなど、経費の削減を図っている。また、経営の一層の効率化を図るため、地方公営企業適用化に向けて庁内研究会を組織した。</p>							
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<p>簡易水道事業だけでなく、上水道事業や下水道事業を含めた民間委託の導入を検討していく。</p>							

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	平成12年度の簡易水道事業統合時にばらつきのあった料金を、統一料金に向けて、段階的に料金の引き上げを行ってきた。（平成18年度終了）19年度にさらに、民営の1簡易水道の統合を行い料金収入の増額となる。引き続き、この簡易水道についても、料金統一のために段階的な料金の引き上げを行う。（24年度終了予定）
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入	地方公共団体の財政の健全化に関する法律の趣旨を踏まえ、地方公営企業法適化により経費区分を明確にすることでより一層分かり御やすい財務状況の公表を目指す。 現在、市報で年2回、前年度の決算状況と当年度の上半期の予算執行状況を公開しているが、財務状況をより詳しく理解いただけるよう、内容の充実に努める。また、本計画については、市ホームページにも掲載する。 当市では平成15年度より事務事業評価を、また平成18年度からは業務たな卸をそれぞれ実施しており、今後も引き続き行う予定である。
5 その他	滞納者に対する給水停止の条件を厳格にし（請求から給水停止執行までの期間を6ヶ月から4ヶ月に短縮、誓約書に記載された納入日を過ぎても納入がない場合は猶予期間を設けずに給水停止を執行）、未収金の減少に努める。

- 注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。
- 2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	簡易水道事業の職員数については、削減をきてきており、平成14年度には7人であったが、平成18年度には4名まで削減している。しかし、緊急時等の対応では、4名では足りず上水道事業の職員に応援をお願いしているのが現状である。このため職員数については、現状の4名を維持していく。しかし、事務作業の共有や、効率化等を進め、また、上水道事業、下水道事業を含めたなかで、民間委託の導入検討を行い、サービスを低下せずに変更する削減が可能かどうか研究を進めていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金はない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	簡易水道事業については、事業規模、経営基盤が小さいことにより、一般会計からの基準外繰入金がないと経営が成り立たない状態にあるが、できる限り自主財源での経営を推進するため、一般会計基準外繰入金については、平成18年度に資本的収入の基準外繰入金を100万円減額を実施した。一般会計からの基準外繰入金については、この削減額を19年度以降についても維持していくことを目標とする。
4 その他	①経営基盤の強化を図るため、未統合な民営の簡易水道等の市営簡水への統合を進めていく。19年度に1簡易水道の統合を実施、23年度までにさらに1簡易水道の統合を目標とする。(収支見直しには盛り込んでいない) また、未統合な民営の簡易水道等が統合することにより、給水人口の減少(有収水量の減少)を少しでも食い止めることを目標とする。 ②事務については、料金の調定、徴収を上水道、下水道事業と一緒にするなどコスト節減に努めている。また、料金計算のシステムにおいては、上水道事業にて導入し、簡易水道事業は、負担金を払い使用し、導入コストの節減に努めている。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:千円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率												
	改善額(料金の適正化)※1												
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
④	その他(簡易水道事業の統合推進)	0	0	0	0	0		2,000	2,040	2,380	2,640	2,880	
	改善額	0	0	0	0	0	0	2,000	2,040	2,380	2,640	2,880	11,940
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	44,155	28,344	30,091	24,577	24,412		24,831	24,831	24,831	24,831	24,831	
	改善額		15,811	14,064	19,578	19,743	69,196						0
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
①	職員数(人)	7	5	5	5	4		4	4	4	4	4	4
	増減数(人)		-2	0	0	-1	-3	0	0	0	0	0	0
④	維持管理費等(料金以外負担金額)	904	954	976	737	763		705	705	705	705	705	
	改善額		-50	-72	167	141	186	58	58	58	58	58	290
	工事コスト※2												
	改善額												0
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	増減	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
	企業債現在高	1,221,542	1,249,609	1,312,304	1,281,225	1,240,231		1,168,628	1,122,564	1,110,362	1,099,016	1,047,597	
	増減		28,067	62,695	-31,079	-40,994		-71,603	-46,064	-12,202	-11,346	-51,419	
	計画前5年間改善額 合計						69,382						12,230
	改善額 合計												5,610
	(参考) 補償金免除額												5,610

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(人)	4810	4860	4819	4723	4585	4774	4719	4664	4609	4554
年間総収水量(m ³)	575005	601231	593504	583982	574677	580000	575000	570000	560000	550000
公称施設能力(m ³ /日)	5601	5601	5601	5601	5601	5601	5601	5601	5601	5601
1日最大配水量(m ³ /日)	3821	3870	3821	3721	4046	4050	4000	3950	3900	3850
最大稼働率(%)	68.22	69.09	68.22	66.43	72.24	72.31	71.42	70.52	69.63	68.74
供給単価(円/m ³)	159.19	160.34	153.94	160.25	170.36	161.49	161.15	160.86	161.88	162.95
給水原価(円/m ³)	233.01	176.80	189.73	220.28	235.04	302.02	240.34	246.31	247.27	251.76

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

簡易水道事業と上水道事業の統合については、平成28年度に簡易水道を上水道に編入(統合)することを前提に検討を進めている。また、簡易水道事業の地方公営企業法の法適用についても検討を進めている。